平成２６年（フ）第５２号
茨城県つくば市栗原1157番地１、住民票上の住所茨城県坂東市沓掛4198番地２
債務者　稲石　貴代
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
茨城県つくば市北条1461番地３、前住所茨城県つくば市春日３丁目10番地32　ハイツエイコ―203号
債務者　原品　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
茨城県かすみがうら市稲吉東１丁目15番11号エムズハウスⅠ―102、前住所茨城県かすみがうら市岩坪374番地１
債務者　服部　　健
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第２０７号
さいたま市西区大字植田谷本514番地２
債務者　間々田　進
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
さいたま市北区土呂町１丁目37番地７　ウインベルソロ土呂第３―205号室
債務者　橋野　孝雄
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
埼玉県鴻巣市人形３丁目２番86―308号　人形団地県営
債務者　大岡　和江
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８４号
さいたま市北区日進町２丁目1650番地　第８ハクサンハイツ２―105号
債務者　森本　秀之
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
さいたま市西区大字西遊馬2223番地10
債務者　新井　雅典
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
埼玉県鴻巣市神明２丁目４番26号
債務者　小野　泰行
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
埼玉県白岡市小久喜956番地
債務者　山本　幸恵
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
埼玉県上尾市今泉１丁目15番地14
債務者　見澤佐知子（旧姓国谷）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
金沢市粟崎町３丁目168番地１　市営住宅12棟106号、従前の住所金沢市松村７丁目66番地４
債務者　澤邊　泰明
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第５９号
山梨県甲州市塩山千野102番地６
債務者　雨宮　　修
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６１号
山梨県甲府市城東２丁目24番11号　澤登方
債務者　潮　　克彦
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６４号
山梨県甲府市上石田２丁目１番５号　ダイタ荒川ハイツ１号館401
債務者　野中　広恵
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７２号
山梨県甲州市塩山下於曽388番地１　井之上住宅Ａ―Ａ号
債務者　鈴木　　裕
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
山梨県甲州市塩山下於曽388番地１　井之上住宅Ａ―Ａ号
債務者　鈴木恵里香
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係